

内閣府 規制改革推進室

同 科学技術・イノベーション推進事務局人工知能政策推進室 御中

(案件名)

人工知能基本計画（素案）に関する意見

郵便番号 105-0001

住所 東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー5階

会社名 一般社団法人 新経済連盟

会社の分類 非営利法人・団体

所属部署 政策部

メールアドレス（個人用）

メールアドレス（個人を特定しない代表又はグループ用） policy@jane.or.jp

電話番号 050-5835-0770

Web <https://jane.or.jp/>

意見番号	意見の該当箇所	頁数	行番号	該当する記述	意見
1	全般				<p>社会全体での AX を目指すのなら、産業界との協働は不可欠。今回の意見募集は1週間にも満たず、任意の意見募集手続であるとしても、このような短期間で産業界の声を十分に把握することは困難。産業界の声をより広く反映できるよう、1 か月程度等の十分な意見募集期間等を設定頂くことを望む。パブリックコメントはあくまで任意とはいえ、広範な影響を与える同計画の意見募集としてあまりに短納期である。</p> <p>なお、このことは「人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針」のパブリックコメントの際にも類似のプロセスが採られ、当連盟より同様の意見を提出していることを申し添える。</p>
2	第1章	2	23 ~ 27	さらにA Iの物理空間への適用(フィジカルA I)も加速している。これら技術も活用して、目的の達成に向け、A Iが自ら計画を立て、実行、検証、修正を繰り返す「自律行動型A I」(Agentic AI)が現在急速に伸長、世界各国で、産業や行政、研究開発、さらには安全保障を含めて、広範な分野で業務全体を自律的に回す基盤となり始めている。	「自律行動型AI」に「Agentic AI」を充てているが、事業者ガイドラインやGPAI(The Global Partnership on Artificial Intelligence)等において明確な定義が公開されていない状況にあり、用語の用い方は慎重にあるべき。用いるのであれば「Autonomous AI」とすべき。
3	第1章	3	21	我が国独自の現場データを扱うA Iに重点を置く中、「信頼できるA I」を必要ときに主体的に選択し、運用できるよう、特定の国や企業への過度な依存を避けなければならない。	用語としての定義を明確化する意味合いも込め、「信頼できるAI」にも「Trustworthy AI」と充てておくべき。
4	第1章	3	21 ~ 30	我が国独自の現場データを扱うA Iに重点を置く中、「信頼できるA I」を必要ときに主体的に選択し、運用できるよう、特定の国や企業への過度な依存を避けな	「AI主権」の確保には、データ・モデル・計算資源の保有のみならず、AIを「どこで」「誰の管理下で」「どのような実行環境で」動かすかを含めるべきである。行政・防衛・重要インフラ等の戦略領域では、機

				<p>ればならない。日本がAIエコシステムにおいて世界に必要とされるべく、技術やサプライチェーン、インフラの優位性を強化し、自律性と交渉力を高めなければならない。我が国は、AIエコシステム全体の中で、戦略的自律性及び戦略的不可欠性を確保し、開かれた「AI主権」(AI Sovereignty)を確立する。同志国等との連携・分業、相互運用性の確保を行いつつ、特に行政、防衛、重要インフラ等の戦略領域においては、計算資源、データプラットフォーム、アプリ等の自律性を強化し、耐遮断性と運用能力を確保する。半導体、データセンターや通信、装置・素材においてこれまで以上にかげがえのない存在となり、現場データやハードウェアの力で新たな優位性を作る。</p>	<p>微データや重要モデルを扱うAIについて、国内又は信頼できる環境での実行が求められる。特定の国や企業への依存が避けられない場面でも、適切な技術的措置によって依存の範囲を最小化できる。本計画においてAI主権の構成要素として、AIの実行場所・実行環境・実行主体に関する要件を明確に位置づけるべきである。また、AI主権の実現にあたっては、データ保護の観点から「処理中(Data in Use)データの保護の重要性にも留意する」ことの記載や Confidential Computing等の最新技術動向にも留意していくことを求める。</p>
5	第1章	4	10 ~ 15	<p>こうした複雑化かつ深刻化するリスクに向き合い、「信頼できるAI」を体現するため、AI導入で先行する他国の動向も踏まえつつ、AI法等の円滑な運用と実効性の担保を始め、「責任あるアジャイル・ガバナンス」に一層能動的に取り組んでいかなければならない。その際、AI法等の「制度による対応」に加え、制御機能や標準を設計に組み込む「技術による対応」、組織全体でリテラシーの向上及び責任の所在の明確化を含めたガバナンスを構築する「組織管理による対応」について、統合的に取り組む必要がある。</p>	<p>「制度による対応」においては、事業者等の自主的かつ能動的な取組の障壁となっていないか、過度な規制となっていないかといった観点から検討することが重要であると考え、検討に当たっては、産業界の声を広くヒアリングしていく機会を設けることを望む。</p>
6	第1章	4	27 ~ 30	<p>人と社会との関係を再定義し、人とAIがどういった役割分担のもと信頼を構築するのか、判断責任を始め人が創造すべき価値は何かを探究するとともに、人が人として判断し、行動し、生きるため、社会の枠組みの構築や、創造力、思考力、判断力、適応力、コミュニケーション力</p>	<p>「人間力」という言葉自体が曖昧であることから、「人が人として判断し、行動し、生きるため、社会の枠組みの構築や、創造力、思考力、判断力、適応力、コミュニケーション力などの、人間の各種能力の増進」としてはどうか。</p>

				などを含む「人間力」の増進に率先して取り組んでいく。	
7	第3章 第1節	8、9	16 ~ 17、10 ~11	<p>② 政府自らが率先して、AIを適正に調達し、安全・安心な形での利活用を推進する。【◎内閣府、デジタル庁、全省庁】</p> <p>⑥ AIに係る革新的技術を有する企業（スタートアップを含む。）に対する支援を行う。【内閣官房、◎内閣府、外務省、農林水産省、経済産業省】</p>	<p>政府・自治体がAIを率先導入する方針を支持する。一方、現行の公共調達は過大な要件定義・実績要件・単年度・買い切り前提により、優れた国内SaaSやスタートアップが参入しにくい。</p> <p>「隗より始めよ」を実効化するには、クラウド/SaaS利用を前提とした調達、小規模実証からの段階的導入、成果連動・随意契約枠の整備など、調達制度自体の見直しを明記すべきである。</p> <p>政府による初期需要創出（頁10・行30）を国内事業者の成長機会とするため、調達におけるスタートアップの参入障壁の除去を求める。</p>
8	第3章 第1節	9~ 10	34 行 ~2 行	<p>⑤ 統計作成等であると整理できるAI開発等にのみ利用される場合に個人データの第三者提供等に係る本人同意を不要とする特例や、当該特例において定める義務等に違反した場合の課徴金制度等の創設を含む「個人情報保護に関する法律」…の改正案が成立した場合には、その円滑な施行に向けて下位法令の整備等を進める。【個人情報保護委員会】</p>	<p>統計作成等の本人同意例外の要件詳細や、課徴金の対象事案の範囲が現時点で不透明であり、実務実態に甚大な影響を与え経済活動を過度に萎縮させる懸念がある。下位法令等の策定や運用に際しては、実務実態を踏まえ、ステークホルダーとの丁寧なコミュニケーションを行い、健全なデータ利活用を阻害しない制度設計・運用とすべきである。</p>
9	第3章 第1節	10	3 行~ 5 行	<p>⑥ 社会全体のAXを推進する観点から、デジタル行財政改革会議を中心として、府省庁横断で、法制度やガイドライン、運用ルールについて抜本的な見直しを行う。【◎内閣官房、内閣府、デジタル庁、関係省庁】</p>	<p>2026年4月に「AI利活用における民事責任の解釈適用に関する手引き」において、リーガル領域（弁護士法72条等）では、AIが補助/支援型AIに位置付けられ、弁護士の判断を介在させずにAIによる法的分析を提供する場合、非弁行為として認められる可能性があると考えられた。</p> <p>弁護士だけでなく、税理士や社会保険労務士、証券外務員、保険募集人なども同様だが、社会全体のAXを推進する観点から、国内事業者が提供し日々進化を続けるサービスに照らしてこうした解釈適用が適切か見直しを不断に行い、国内事業者のイノベーションを阻害する不確実性を早期に排除すべきである。</p>
10	第3章	10	23 ~	AIエコシステムが持続可能な形で発展できるよう、官	今般措置された研究開発税制における戦略技術領域型の活用状況を踏

	第2節		25	民が連携して、経済安全保障施策や中小企業施策、特定生産性向上設備等投資促進税制や研究開発税制等も活用し、民間投資を積極的に呼び込みながら、研究開発や、インフラ整備等に戦略的・集中的に投資する。	まえ、必要に応じて引き続き AI 分野の研究開発における試験研究費の税額控除率の抜本的な引き上げや、AI 関連ソフトウェア投資の取得価格以上の減価償却を認めるなど、AI に特化した税制措置の早急な検討を具体化し、税制面からの支援を一層強化すべきである。
11	第3章 第2節	10	23 ~ 31	我が国の財産である現場のデータを活用した AI の導入と開発の好循環を創出するため、バーティカル AI、フィジカル AI、AI for Science を基軸として推進する。先行して導入が進むバーティカル AI の現場活用によるデータ集積により、フィジカル AI の開発、活用を後押しする。AI 駆動型の研究開発の推進が基礎研究と社会実装の距離を縮め、すべての AI 開発の基盤となる。好循環の起点として、政府の率先導入と制度改革により初期需要を創出する。	AI インフラの強化にあたっては、データセンター・計算資源・半導体・クラウド環境に加え、AI の推論・学習処理中においてもデータ及びモデルが外部から不可視の状態での処理されること（処理中データ保護：Data in Use Protection）、並びに実行環境の完全性が遠隔検証可能であることを、「信頼できる AI」の実現に不可欠な機能要件として検討すべきである。例えば、EU DORA・IPA ガイドライン・ガバメントクラウド要件でも同方向の要件が定められており、国際標準に整合した形で AI インフラ要件を整備することも検討が必要である。
12	第3章 第2節	11	19 ~ 23	② AI 学習・利用、データ連携等のために不可欠なデータ精製技術に関するミドルウェアや、データ連携のためのデータスペース技術（Open Data Spaces 等）について、手法論の確立や標準化に係る研究開発・実証を支援する。あわせて、データ精製・データ連携を中核的に担う国内プラットフォームサービスを育成する。【再掲】【経済産業省】	AI インフラの国内供給能力強化の対象として、処理中データ保護を実現する技術基盤を検討していくべきである。具体的には、信頼可能な実行環境（TEE：Trusted Execution Environment）やリモートアテストーション機能を備えた Confidential Computing が、その実現手段の代表例として挙げられる。行政・医療・金融・防衛等の高リスク領域で AI が活用される中、こうした技術の国内調達・供給能力の強化は AI 主権の実質的担保に直結するものであり、国内産業育成の戦略対象として位置づけることを検討すべき。
13	第3章 第2節	12	8	② 信頼性確保にも留意しつつ、国内外からのトップ人材を含めた AI 研究者・開発者を確保するため、待遇面や生活環境の向上など、包括的な取組を行う。【◎内閣府、文部科学省、経済産業省】	海外のトップ人材を含めた AI 研究者・開発人材を確保するための包括的な取り組みにあたっては、事業者の意見を丁寧にヒアリングしていくべき。
14	第3章 第3節	14	15 ~ 18	AI S I も更なる強化が必要である。自律行動型 AI を含む AI の利活用及び開発時における安全性やセキュリティ	自律行動型 AI を含む AI について、人間による監督の水準と責任分界を、リスクベースアプローチにて検討するなどの方向性を本計画にお

				<p>ティを担保するためのガイドラインの策定、国家の安全を脅かす事象を抑止する観点からの高性能AIの積極的な評価、国際的なAI脆弱性情報・インシデント情報等の収集・共有、国際的な規格や標準の策定等を一体的に進める。</p>	<p>いても示していただきたい。</p> <p>また Human in the loop, Human on the loop, Human in the lead など様々な考え方が議論されているが、それぞれの考えで人間の関与がどの程度求められるのか（タイミング、頻度等）について今後作成されるガイドライン等で定義していただきたい。その際、Human in the loop と AI エージェント、自律行動型 AI はどう両立させることができるか検討すべき。</p>
15	第3章 第3節	14	37	<p>(1) 責任あるアジャイル・ガバナンスの実現 全般</p>	<p>①-③に対する意見</p> <p>法制度の能動的かつ不断の見直しは、実態に合わせた対応として評価できる。しかし、製品企画から開発、マーケットインに至るまでの過程において、規制の変化に伴う対応コストにより企業の活動が萎縮しないよう、ガイドラインに基づく自主規制を基本とされたい。また、各省庁から個別に法令やガイドライン等が制定されることで、それぞれの内容確認や対応のコストが増大することが懸念されるため、各法令・ガイドライン間での相互参照や解釈の統一を強く求める。さらに、AIの不完全性に対するリスク低減策として、ガイドラインに準拠して対応した場合には、結果として発生した損害や処分の有無について事業者の責任が減免される仕組みを構築すべきである（そうしなければソフトローを遵守するインセンティブが働かないため）。</p> <p>②に対する意見</p> <p>行政による AI エージェントの活用に向けたルール作りを推進する一方で、民間においては、AI エージェント活用時の法的な責任に関する解釈が未だ不明確であり、これが参入リスクとなっているため早期に明確化されたい。その際、事業者ガイドライン等の自主的な基準への準拠が、法的な責任を軽減する方向に機能するようにしていただきたい。</p>

16	第3章 第3節	15	1~4	<p>① A I 法第 16 条に基づく調査研究等をより機動的に運用するなど、リスクへの対応等を引き続き適切に行う。また、高性能 A I の登場などの技術進歩により複雑化かつ深刻化するリスクへの対応等をより実効的に行うため、A I 法を含めた制度等を能動的かつ不断に見直す。【◎内閣府、関係省庁】</p>	<p>A I 法を含めた制度等の能動的かつ不断の見直しにおいては、事業者等の自主的かつ能動的な取組の障壁となっていないか、過度な規制となっていないかといった観点から検討することが重要であると考えられることから、検討に当たっては、産業界の声を広くヒアリングしていく機会を設けることを望む。</p>
17	第3章 第3節	15	5~10	<p>② 行政が A I エージェントを導入する際のルール作りを進めるとともに、…各種ガイドライン等を整備し、事業者等による A I の研究及び開発・利活用における適正性の確保に向けた自主的な取組を促すとともに、適切な利活用の推進と関係者への周知徹底を図る。</p>	<p>透明性の確保や適正性確保の取組を促すにあたって、営業秘密や競争力の源泉（システム構成や詳細なアーキテクチャ、トレーニングプロセスの内容等）まで過度な情報開示を求めるような実質的な規制を設けるべきではない。事業者の自律的なガバナンス運用を尊重し、リスク管理とイノベーション促進のバランスをとるべきである。</p>
18	第3章 第3節	15	18 ~ 31	<p>⑤ A I 性能が高度化することで A I を悪用したサイバー攻撃の危険性が高まる中においても、我が国のサイバーセキュリティが確保されるよう、サイバーセキュリティ対策パッケージ「Project YATA-Shield」に基づき、重要インフラ事業者等への対策強化に係る注意喚起や金融分野等での先行的な取組の実施及び他分野への展開、人材育成支援に取り組むとともに、高性能 A I を活用した政府全体の重要システムの脆弱性点検を進める。また、外国政府機関や A I 開発事業者等との更なる連携、ソフトウェア・ベンダへの高性能 A I も活用した脆弱性の早期発見・対応に係る注意喚起、A I S I による A I モデルのサイバーセキュリティ性能に係る情報の収集や評価の実施、技術開発を通じた脆弱性の発見・修正等の A I 技術の高度化を進める。【◎内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、デジタル庁、総務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、防衛省】</p> <p>⑥ 高性能 A I がもた</p>	<p>近年、Mythos をはじめとする高度な AI を活用することで、従来は困難だったゼロデイ脆弱性の自律的発見・悪用が現実的な脅威となっており、サイバーセキュリティに求められる水準は急速に高まっている。こうした脅威環境の変化を踏まえると、従来型のセキュリティ対策（保存中・転送中のデータ保護）のみでは不十分であり、処理中（Data in Use）においてもデータ・モデルを保護する技術的要件を、国際的な潮流と整合しながら検討していくことが早急に求められる。</p> <p>また、高性能 AI を活用した脆弱性診断を推進する際には、診断対象のソースコード・システム情報（機微な業務情報）と診断に用いる AI モデルの双方が機微情報となる点を考慮すべきである。処理中データ保護の機能要件の明確化や、Confidential Computing 等の最新の技術の活用を検討し、外部・管理者からも遮蔽された環境で診断を実行する体制の実証・標準化・調達要件化を推進の上、安全な AI 利活用の実現と高度なサイバー攻撃への対応能力の向上を目指す必要がある。</p>

				らず潜在的な機会と深刻なリスクへの対応のため、高性能 A I を活用した取組の強化も含めサイバー対処能力を不断に強化する。【◎内閣官房、関係省庁】	
19	第 3 章 第 4 節	17	脚注 7	A I の利活用や開発を担う人材の人材像	脚注 7 における 5 つの AI 人材像の定義について、もし参考としての位置づけに留まるのであれば、詳細な分類まで記載しないという整理も一案かと思われる。あるいは、政府としての重要な整理の方向性を示すものであれば、脚注ではなく本文中で明確に言及することが望ましいと考える。
20	第 3 章 第 4 節	17	17 ～ 20、脚 注 8、9	人と A I の協働による新たな社会を追求するため、人が意思決定に対する責任を持ちながら、A I の利活用によって様々な課題を解決していけるよう、自律行動型 A I を前提に、社会における制度・枠組みについて抜本的に見直し、判断責任を果たす人的主体性 (Human Agency) を中核に「人間力」向上を図る。	脚注 8、9 に記載の「人の責任の在り方」や「人的主体性の構成要素」も含めて、本記載がどのような議論を背景としているのか、出典を明記いただきたい。
21	第 3 章 第 4 節	18	—	(2) A I 社会における制度・枠組みの検討・実証 全般	①及び②に対する意見 第 3 章第 3 節 (1) に対する上述の意見と同様。 加えて②に関し、AI 利活用時に損害等が発生した際の民事責任については、既に「AI 利活用における民事責任の解釈適用に関する手引き」が公表されており、損害発生時における責任分担について AI の機能類型ごとに一定の考え方が提示されている。しかしながら、本手引きは参照事例に限られるなどの点で一次整理の域を出ておらず、各企業において AI を活用したサービスを検討する際の有効な指針として機能するに至っていない。本計画で提示されている通り、AI 利活用におけるリスクが顕在化し権利侵害や損害が発生した場合の責任分界について継続して検討する際には、より幅広い事例を集積・分析した上で、各企業の具体的なサービス検討に資する整理を提示していただきたい。

22	第3章 第4節	18	25 ~ 28	③ 適切な知的財産の保護と利活用につながる透明性の確保を図るとともに、コンテンツホルダーへの対価還元等の推進や、生成AIによる知的財産権侵害対策に関する相談体制の整備、生成AIと知的財産権に関する分かりやすい情報提供等の取組を進める。【◎内閣府、関係省庁】	適切な知的財産の保護と利活用につながる透明性の確保については、AI利活用を委縮させることのないよう、事業者に過度な負担をかけない範囲・方法にしていきたい。
23	第3章 第4節	18 ~ 19	34 ~ 35、1 ~3	② AI研究開発人材、AI実装人材及びAIガバナンス人材の育成・確保を、諸外国との連携等も含め、推進する。【◎内閣府、外務省、文部科学省、経済産業省】 ③ AI利活用・研究開発に係る産学官ネットワークやコミュニティを支援するとともに、課題解決力を競うコンテストの開催等を通じてAI実装人材を育成し、現場主導のAI実装を促進する。【◎内閣府、経済産業省、文部科学省】	AI普及の最大のボトルネックは、産業・行政の現場とAIの双方を理解し、現場に適合したAIソリューションを実装できる「AI実装人材」(脚注7)の不足である。研究開発人材に偏らず、この実装人材の育成を重点施策として明確に位置付けるべきである。育成は座学では不十分であり、実際の現場課題に伴走しながら実装する実務型(OJT・出向・産学共同プロジェクト等)のスキームを国として支援し、民間事業者が蓄積した実装ノウハウを育成に活用する産学官連携を具体化していきたい。
24	第3章 第4節	19	17 ~ 21	① AIを前提とした社会への構造変革を踏まえ、「人間中心のAI社会原則」の在り方について検討するとともに、人がAIとどう関わり、いかなる判断を担うのかといった、人とAIの役割分担の在り方を継続的に探究する。その際、AIに依存し、思考や判断を委ねるのではなく、人的主体性を中核とする「人間力」を育み、人が人としての価値を発揮する環境整備を推進する。	消費者の情報接点がAIエージェントへ移行し、基幹技術を国外に依存することで文化的主権等のリスクが生じる懸念があるため、情報接点の戦略について産学官で描いておくべき。また、偽・誤情報や価値観の誘導等に対処するため、公教育における消費者教育や情報リテラシー教育の実施を明記すべきである。
25	第4章 第2節	20	20 ~ 21	その際には、人工知能戦略専門調査会において有識者等の意見を適切に聴取し、あわせて最新の技術動向などを積極的に基本計画に反映していくため、産学官で積極的な連携も図る。	AIは変化が激しいため技術動向を注視し、変化に応じて基本計画等の重要政策の策定・変更すべきだが、その際、民間企業との協働が必須である。意見番号1の繰り返しになるが、産業界の声をより広くかつ的確に反映させるため、パブリックコメント等の意見募集手続について、1か月程度等の十分な期間を確保すべきである。